

税務署からのお知らせ

確定申告会場へのご来場を検討されている方へ

新型コロナウイルス感染症対策として、確定申告会場への入場には
「入場整理券」
が必要になります。

整理券の配付方法は次の2つ！

各会場で当日分を配付



○時の入場になります

L I N E で事前発行



詳しくはこちら

- ※ 会場の混雑を緩和し、いわゆる「3密」を防止するために実施するものです。
- ※ 整理券の配付状況や会場の混雑状況により、来場された時間よりも後の時間帯の入場となる場合があります。
- ※ 当日分の整理券の配付が終了した場合など、配付状況に応じて後日の来場をお願いすることがあります。
- ※ 電話での予約は行っておりません。

感染症拡大防止のためのお願い

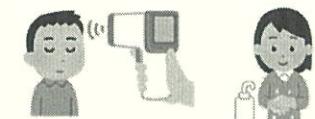
ご自宅でのe-Tax申告のお願い



詳しくはこちら



国税庁ホームページを利用したe-Tax申告で
感染防止！



検温・アルコール消毒



来場は少人数で



マスク着用



体調不良時は来場しない

確定申告会場について

開設期間

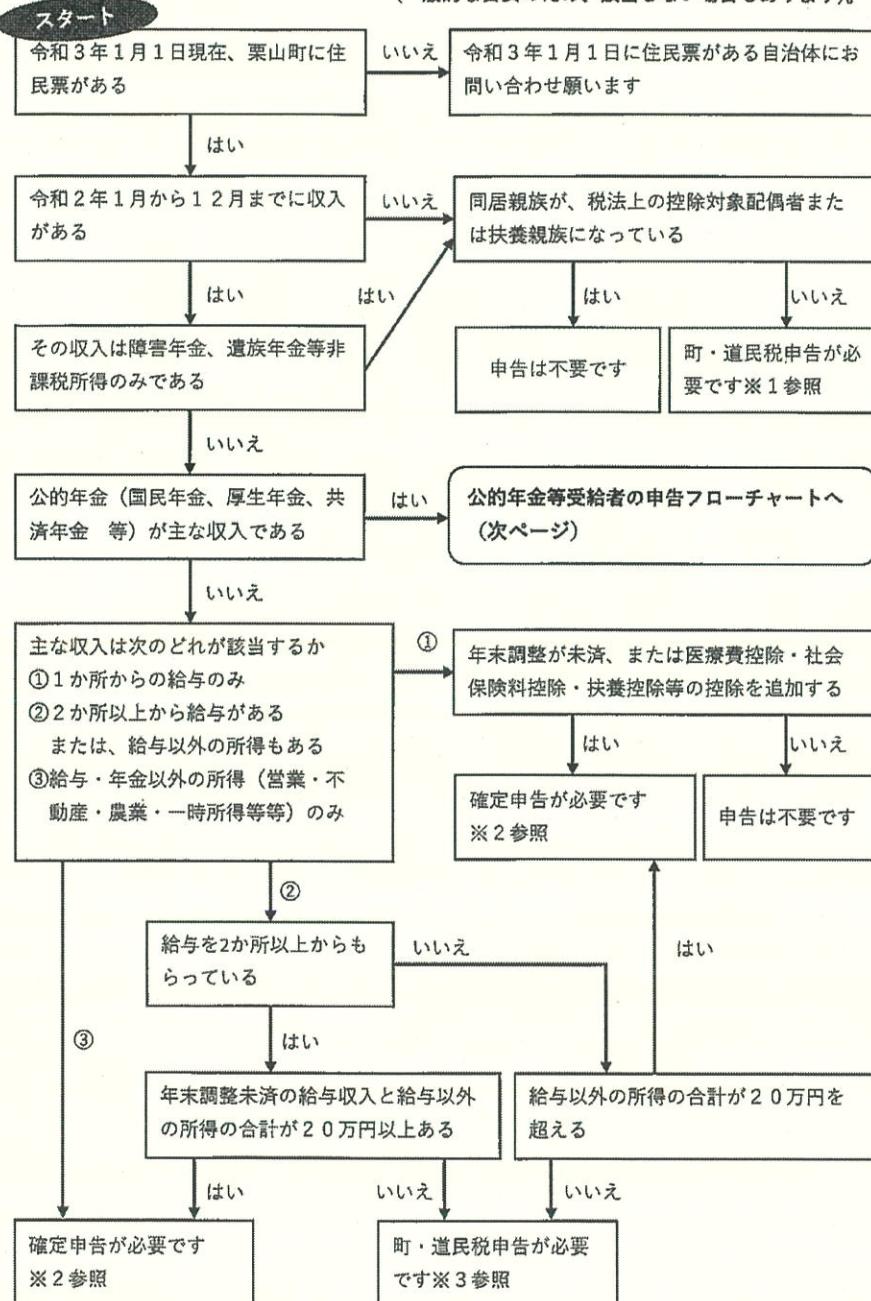
令和3年2月16日（火）から
3月15日（月）まで
(土日祝日等を除く)

相談受付時間

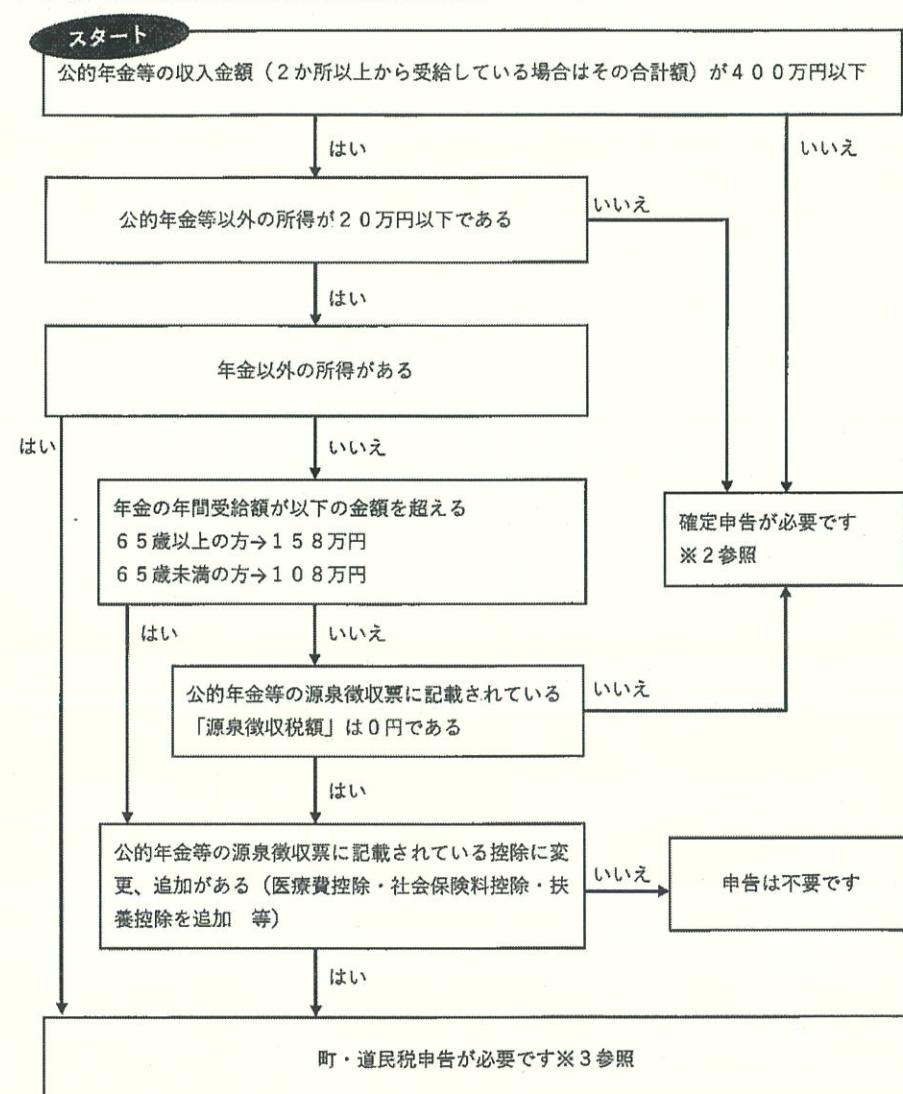
午前9時から午後4時まで

- ※ 入場整理券の配付状況により早めに整理券の配付を終了する場合があります。
- ※ 上記期間以外、確定申告会場を設置しておりません。
- ※ 車で来場されますと、駐車場に入るまで長時間お待ちいただくこととなりますので、公共交通機関等をご利用願います。

申告フローチャート



公的年金等受給者の申告フローチャート



※1 町道民税は非課税のため本来申告は必要ありませんが、税証明の発行、国民健康保険料や介護保険料などの軽減判定や所得区分判定の資料などとして必要なため申告されることをお勧めしています（未申告状態だと軽減が適用されません）。

※2 所得税額の計算の結果、納付または還付金がない場合は町・道民税申告に切り替えます。

※3 所得税には申告不要制度がありますが、道・町民税にはありません。配当所得や事業所得、報酬等の雑所得等があった場合は、額の多少にかかわらず、原則として道・町民税の申告が必要です。